

## サステナブル地域経済創出支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 持続可能な地域経済の確立を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、商工団体が市町村や関係団体と連携して取り組む県内での創業や事業承継、事業者の成長支援に係る取組みについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者及び補助率等)

第2条 補助対象者及び補助率又は補助上限額は別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象経費は、県内での創業、事業承継又は事業者の成長の支援に係る事業の実施に必要な別表2の経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の補助対象経費に対して、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体の他の補助金若しくは助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外経費とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、交付決定の日から令和9年(2027年)2月15日の間の事業完了日までとする。

(交付申請)

第5条 要項第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 複数市町村枠 別記様式1
- (2) 単独市町村枠 別記様式2

2 要項第3条第2項第2号に規定する収支予算書は、別記様式3によるものとする。

(計画変更の承認等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超えて流用増減しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、事業計画書(別記様式1又は別記様式2)を準用する。

3 前項に規定する事業変更計画書には、収支予算書(別記様式3を準用する)を添付するものとする。

(状況報告)

第7条 要項第8条に規定する状況報告は、別記様式4によるものとする。

(実績報告)

第8条 要項第9条第2項に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式1又は別記様式2を準用する）
- (2) 収支精算書（別記様式3を準用する）
- (3) 補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

附 則

この要領は、令和8年（2026年）3月26日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	補助対象者	補助率	補助上限額
複数市町村枠	複数の市町村や関係団体と連携して地域プランに基づく、県内での創業や事業承継、事業者の成長支援を行う商工会議所、商工会	補助対象経費の10/10以内	150万円
単独市町村枠	単独の市町村や関係団体と連携して県内での創業や事業承継、事業者の成長支援を行う商工会議所、商工会		100万円

別表2（第3条関係）

経費区分	内 容
広報費	チラシ、パンフレット及びPR動画等の作成、広報媒体の活用、その他モニターツアー等の広報イベントに要する費用並びにそれに類するものに要する費用
借料	会場・備品及びそれに類するものの借上に要する費用 （車両、看板、マイク、演台、机や椅子等の什器、感染症防止対策としてのパーティション等）
謝金	講演者に要する費用
旅費	講演者に要する費用
印刷費	資料等の作成及び印刷に要する費用
消耗品費	事業期間内に消耗できる事務用品及びそれに類するものの購入に要する費用 （イベント会場等に設置するアルコール消毒類や除菌シート、簡易的なアクリル板、マスク等の感染防止に係る消耗品（本事業に必要な分量のみが補助対象。必要以上の支出の場合は補助対象外となるため、注意。用途・使用数一覧や在庫管理表を整備し、必要分のみ計上すること））
雑役務費	アルバイト及びそれに類するものに要する費用 （資料作成、整理、会場設営及び当日受付等のために雇用するアルバイトであり、補助対象は、賃金、交通費及び福利厚生費のうち、知事が特に必要と認める経費）
その他	上記に記載するものの他、知事が必要と認めるもの